

港湾法施行令の一部を改正する政令案参照条文

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2）7（略）

8 この法律で「開発保全航路」とは、港湾区域及び河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域（以下単に「河川区域」という。）以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事が必要とする航路をいい、その構造の保全及び船舶の航行の安全のため必要な施設を含むものとし、その区域は、政令で定める。

9（略）

（禁止行為等）

第四十三条の八 何人も、開発保全航路内において、みだりに、船舶、土石その他の物件で国土交通省令で定めるものを捨て、又は放置してはならない。

2 開発保全航路内において、水域を工作物の設置等により占用し、又は土砂を採取しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の行為が船舶の交通に支障を与えるものであるとき、その他開発保全航路の開発又は保全に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならない。

4 第三十七条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令四号）（抄）

（開発保全航路）

第一条の二 法第二条第八項に規定する開発保全航路の区域は、別表第二のとおりとする。

別表第二（第一条の二関係）

七
、(7)(6)
十
六 馬 馬
島 島
(三 三
略 角 角
) 点 点
 从 从
 三 三
 三 二
 一 一
 度 度
 一 、
 六 二
 〇 〇
 〇 〇
 メ メ
 ー ー
 ト ト
 ル ル
 の の
 地 地
 点 点